令和5年度 経営管理実施権配分計画(旧富士川町域②)

森林経営管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項の 規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和5年9月29日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

1	個別事	+ 坦													
整理	西己M4	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受け	する者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	设 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地	
番号	ECM4	経営管理実(乙)	施権を	設定	する『	 市町村		(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
		丙が経営管	9理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)				経営管理実施			が甲にDを支
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	施権の始期	権の存続期間 (終期) (B)	づいて行われる経営 管理の内容(C)		うべき時期、 手方及び方法
1	富士市南松野	4906–15	138	ろ	54	山林	0. 0714	ヒノキ	48		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)			
2	富士市南松野	4906–16	138	ろ	55	山林	0. 0770	ヒノキ	62					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か	
3	富士市南松野	4906–110				山林	0. 0171						1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生	ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法	
4	富士市南松野	4906-111				山林	0. 0171						産業務及び木材販売業 務を実施する。 2.森林管理	観を樹業して身正する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について 放け、上記の質束も近の選用がレセス。	. 時期 木材生産業務 び木材販売業 が完了し、収
5	富士市南松野	4668-30	139	ı	5	山林	0. 1133	スギ	62				・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設	3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 助案1 で管定する	
			139	ı=	6			スギ	62				以上、	たたし、外代によって、緑林を育成するための保育間及を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	. 相手方及び方 丙から甲にD 支払うことと 、支払方法
6	富士市南松野	4668–50	139	は	31	山林	0. 0621	スギ ヒノキ	59				・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留息事頃 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 り行	、又仏が伝 、甲の指定す 口座振込によ 行う。
7	富士市南松野	4830-1	139	ı	56	山林	1. 0456	スギ ヒ ノキ	64				おける伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。	
8	富士市南松野	4830–2	139	ı	57	山林	0. 1038	スギ ヒ ノキ	64					・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	
9	富士市南松野	4830-3	139	い	58	山林	0. 5249	スギ ヒ ノキ	64						

		丙が経営管	管理実	施権	の設	定を受	ける森林	(A)			(A) (の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
1	富士市南松野	4906–15	138	ろ	54	山林	0. 0714	ヒノキ	48				M007
2	富士市南松野	4906–16	138	ろ	55	山林	0. 0770	ヒノキ	62				M007
3	富士市南松野	4906–110				山林	0. 0171						M007
4	富士市南松野	4906–111				山林	0. 0171						M007
5	富士市南松野	4668-30	139	ı=	5	山林	0. 1133	スギ	62				M010
			139	ı=	6			スギ	62				
6	富士市南松野	4668-50	139	は	31	山林	0. 0621	スギ ヒノキ	59				M017
7	富士市南松野	4830-1	139	い	56	山林	1. 0456	スギ ヒ ノキ	64				M020
8	富士市 南松野	4830-2	139	い	57	山林	0. 1038	スギ ヒ ノキ	64				M020
9	富士市南松野	4830-3	139	い	58	山林	0. 5249	スギ ヒ ノキ	64				M020

整理	#51M4	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受り	ける者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	ひ 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地	
番号	酉己M4	経営管理実 (乙)	施権を	設定	するī	市町村		(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
		丙が経営管	学理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)			経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間	経営管理実施権に基 づいて行われる経営	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭	丙が甲にDを支 払うべき時期、
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D)の額の算定方法	相手方及び方法
			139	い	59			スギ ヒ ノキ	64		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)			
10	富士市南松野	4687–14	139	い	66	山林	0. 0495	スギ ヒ ノキ	74					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	
11	富士市南松野	4687–15	139	い	66	山林	0. 0700	スギ ヒ ノキ	74				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法	
12	富士市南松野	4828-1	139	い	70	山林	0. 2032	スギ ヒ ノキ	63				作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。	2. 木材の販売収入の額の昇足が伝 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収
			139	い	71			スギ ヒ ノキ	63				2.森林管理・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回	は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2. 相手方及び方
13	富士市南松野	4841	139	い	54	田	0. 0710	広葉樹スギ	60				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。	ただし、林沢によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	と、相手が及びが 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法
14	富士市南松野	4842				Ħ	0. 0509						3.森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
15	富士市南松野	4845				田	0. 0138						おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速	
16	富士市南松野	4910-8	138	は	3	山林	0. 1338	スギ ヒ ノキ	63					やかに策定できるように丙に協力すること。	
17	富士市 南松野	4910-16	138	は	4	山林	0. 0185	スギ ヒ ノキ	63						

		丙が経営管	管理実	施権	の設力	定を受	ける森林	(A)			(A) 0)森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
			139	い	59			スギ ヒ ノキ	64				
10	富士市南松野	4687–14	139	い	66	山林	0. 0495	スギ ヒ ノキ	74				M025
11	富士市南松野	4687–15	139	い	66	山林	0. 0700	スギ ヒ ノキ	74				M047
12	富士市南松野	4828-1	139	い	70	山林	0. 2032	スギ ヒ ノキ	63				M057
			139	い	71			スギ ヒ ノキ	63				
13	富士市南松野	4841	139	い	54	田	0. 0710	広葉樹スギ	60				M064
14	富士市南松野	4842				田	0. 0509						M064
15	富士市南松野	4845				田	0. 0138						M064
16	富士市南松野	4910-8	138	は	3	山林	0. 1338	スギ ヒ ノキ	63				M067
17	富士市 南松野	4910–16	138	は	4	山林	0. 0185	スギ ヒ ノキ	63				M067

整理	#E7114	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受り	ナる者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	设 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地	
番号	酉己M4	経営管理実 (乙)	施権を	設定	するī	韦町村		(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
		丙が経営管	管理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)			経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭	丙が甲にDを支 払うべき時期、
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D)の額の算定方法	相手方及び方法
18	富士市南松野	4895–4	138	は	16	山林	0. 0125	スギ ヒ ノキ	69		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)			
19	富士市南松野	4668-18	139	は	13	山林	0. 0611	スギ ヒ ノキ	61					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	
20	富士市南松野	4668-28	139	は	10	山林	0. 0766	スギ ヒ ノキ	62				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法	
21	富士市南松野	4895-6	138	は	6	山林	0. 0820	ヒノキ	71				作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。	2. 木材の販売収入の額の昇足万法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収
22	富士市南松野	4895–11	138	は	8	山林	0. 0198	ヒノキ	71				2.森林管理・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回	は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2. 相手方及び方
23	富士市南松野	4910-13	138	は	4	山林	0. 0214	スギ ヒ ノキ	78				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3.森林施業	ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。	法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法
24	富士市南松野	4683-1	139	い	141	山林	1. 8803	スギ	64				・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
25	富士市南松野	4683-2	139	い	143	山林	0. 9937	スギ	64				おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速	
			139	い	142			スギ	64					やかに策定できるように丙に協力すること。	
26	富士市南松野	4906-14	138	3	53	山林	0. 0717	ヒノキ	47						

		丙が経営管	9理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)			(A)	の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
18	富士市南松野	4895–4	138	は	16	山林	0. 0125	スギ ヒ ノキ	69				M069
19	富士市 南松野	4668-18	139	は	13	山林	0. 0611	スギ ヒ ノキ	61				MO71
20	富士市 南松野	4668-28	139	は	10	山林	0. 0766	スギ ヒ ノキ	62				M073
21	富士市 南松野	4895-6	138	は	6	山林	0. 0820	ヒノキ	71				M076
22	富士市 南松野	4895–11	138	は	8	山林	0. 0198	ヒノキ	71				M076
23	富士市 南松野	4910-13	138	は	4	山林	0. 0214	スギ ヒ ノキ	78				M076
24	富士市 南松野	4683-1	139	い	141	山林	1. 8803	スギ	64				M090
25	富士市南松野	4683-2	139	い	143	山林	0. 9937	スギ	64				M090
			139	い	142			スギ	64				
26	富士市 南松野	4906–14	138	ろ	53	山林	0. 0717	ヒノキ	47				M090

整理	#JM4	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受り	する者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	殳 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地	
番号	酉己M4	経営管理実 (乙)	施権を	設定	するī	市町村		(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
		丙が経営管	学理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)				経営管理実施 権の存続期間	経営管理実施権に基 づいて行われる経営	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭	丙が甲にDを支 払うべき時期、
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D) の額の算定方法	相手方及び方法
27	富士市南松野	4906-109				山林	0. 0191				2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)			
28	富士市南松野	4895–5	138	は	10	山林	0. 3983	スギ ヒ ノキ	67					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	
			138	は	16			スギ ヒ ノキ	69				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。	
			138	は	17			スギ ヒ ノキ	63				作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収
29	富士市南松野	4910-12	138	は	4	山林	0. 1434	スギ ヒ ノキ	71				2.森林管理・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回	は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2.相手方及び方
30	富士市南松野	4827–10	139	い	77	山林	0. 0462	スギ ヒ ノキ	60				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。	ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法
31	富士市南松野	4897	138	3	53	畑	0. 0581	スギ ヒ ノキ	40				3.森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定する口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
32	富士市南松野	4903	138	3	54	畑	0. 0247	スギ ヒ ノキ	40				おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速	
33	富士市南松野	4906-4	138	ろ	62	山林	0. 0485	スギ ヒ ノキ	40					やかに策定できるように丙に協力すること。	
34	富士市 南松野	4909	138	は	3	山林	0. 0416	スギ ヒ ノキ	63						

		丙が経営管		施権	の設力	定を受	ける森林	(A)			(A) (の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
27	富士市南松野	4906–109				山林	0. 0191						M090
28	富士市南松野	4895–5	138	は	10	山林	0. 3983	スギ ヒ ノキ	67				M095
			138	は	16			スギ ヒ ノキ	69				
			138	は	17			スギ ヒ ノキ	63				
29	富士市南松野	4910–12	138	は	4	山林	0. 1434	スギ ヒ ノキ	71				M095
30	富士市南松野	4827-10	139	ı	77	山林	0. 0462	スギ ヒ ノキ	60				M100
31	富士市南松野	4897	138	ろ	53	畑	0. 0581	スギ ヒ ノキ	40				M100
32	富士市南松野	4903	138	ろ	54	畑	0. 0247	スギ ヒ ノキ	40				M100
33	富士市南松野	4906-4	138	ろ	62	山林	0. 0485	スギ ヒ ノキ	40				M100
34	富士市南松野	4909	138	は	3	山林	0. 0416	スギ ヒ ノキ	63				M100

整理	西己M4	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受り	ける者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	设 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地	
番号	BCM4	経営管理実(乙)	施権を	設定	するア			(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
		丙が経営管	管理実 	施権	の設定 I	定を受 ┏	ける森林	(A)	I	ı	経営管理実 施権の始期		づいて行われる経営	てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭	丙が甲にDを支 払うべき時期、
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D)の額の算定方法	相手方及び方法
35	富士市南松野	4910–19				山林	0. 0697				2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)			
36	富士市南松野	4687-2	139	い	66-2	山林	0. 0603	スギ	66					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	
37	富士市南松野	4687-13	139	ı	67	山林	0. 0711	スギ	66				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。	
38	富士市南松野	4687-35	139	い	68	山林	0. 0730	スギ	66				作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収
39	富士市南松野	4824-1	139	い	69	山林	0. 4541	スギ	66				2.森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回	は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2.相手方及び方
40	富士市南松野	4824–4	139	い	69-2	山林	0. 0791	スギ	66				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。	ただし、林沢によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法
41	富士市南松野	4825	139	L\	78	山林	0. 0419	スギ	66				3.森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に おける伐採等は控える	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
			139	い	79			ヒノキ	66				など生物多様性に配慮する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	
			139	ı	80			ヒノキ	66					,	
			139	い	81			ヒノキ	66						

		丙が経営管	9理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)			(A) (の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
35	富士市南松野	4910–19				山林	0. 0697						M100
36	富士市南松野	4687–2	139	l)	66–2	山林	0. 0603	スギ	66				M102
37	富士市南松野	4687-13	139	い	67	山林	0. 0711	スギ	66				M102
38	富士市南松野	4687–35	139	い	68	山林	0. 0730	スギ	66				M102
39	富士市南松野	4824-1	139	い	69	山林	0. 4541	スギ	66				M102
40	富士市南松野	4824–4	139	い	69–2	山林	0. 0791	スギ	66				M102
41	富士市南松野	4825	139	い	78	山林	0. 0419	スギ	66				M102
			139	い	79			ヒノキ	66				
			139	い	80			ヒノキ	66				
			139	い	81			ヒノキ	66				

整理	#E7144	経営管理実 (丙)	施権の)設定	を受け	ける者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	设 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地	
番号	西己M4	経営管理実(乙)	施権を	?設定	する「	市町村		(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	
		丙が経営管	学理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)		ı	経営管理実 施権の始期		経営管理実施権に基 づいて行われる経営	てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭	丙が甲にDを支 払うべき時期、
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D)の額の算定方法	相手方及び方法
42	富士市南松野	4829-1	139	l)	60	山林	0. 0691	ヒノキ	58		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)			
43	富士市南松野	4667–2	139	ı=	5	山林	0. 0423	スギ ヒ ノキ	62					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	
44	富士市南松野	4844	138	3	55	山林		スギ ヒノキ 広葉樹	57				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法	
45	富士市南松野	4890-1	138	は	12	山林		スギ ヒノキ 広葉樹	57				作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2.森林管理	・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収
46	富士市南松野	4890-3	138	は	14	畑	0. 1206	スギ ヒノキ 広葉樹	57				・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回	は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2. 相手方及び方
47	富士市南松野	4895–2	138	は	16	山林		スギ ヒノキ 広葉樹	57				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3.森林施業	ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。	法 ・ 丙から甲にD を支払うことと し、支払方法
48	富士市南松野	4896-1	139	ı	55-1	畑		スギ ヒノキ 広葉樹	57				・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
49	富士市 南松野	4898-1	139	ı	56	畑		スギ ヒノキ 広葉樹	57				おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速	
50	富士市 南松野	4899				畑	0. 0185							やかに策定できるように丙に協力すること。	
51	富士市 南松野	4891-1	138	5	63	山林	0. 0530	スギ ヒ ノキ	45						

		丙が経営管		施権	の設	定を受	ける森林	(A)			(A) 6	の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
42	富士市南松野	4829-1	139	い	60	山林	0. 0691	ヒノキ	58				M102
43	富士市南松野	4667–2	139	1=	5	山林	0. 0423	スギ ヒ ノキ	62				M106
44	富士市南松野	4844	138	ろ	55	山林	0. 0314	スギ ヒノキ 広葉樹	57				M106
45	富士市 南松野	4890-1	138	は	12	山林	0. 2148	スギ ヒノキ 広葉樹	57				M106
46	富士市 南松野	4890-3	138	は	14	畑	0. 1206	スギ ヒノキ 広葉樹	57				M106
47	富士市南松野	4895–2	138	は	16	山林	0. 1986	スギ ヒノキ 広葉樹	57				M106
48	富士市南松野	4896–1	139	い	55–1	畑	0. 0088	スギ ヒノキ 広葉樹	57				M106
49	富士市 南松野	4898-1	139	い	56	畑	0. 0634	スギ ヒノキ 広葉樹	57				M106
50	富士市南松野	4899				畑	0. 0185						M106
51	富士市 南松野	4891–1	138	ろ	63	山林	0. 0530	スギ ヒ ノキ	45				M109

整理	#E7144	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受り	ける者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	改 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
番号	酉己M4	経営管理実(乙)	施権を	設定	するi	市町村		(名称) 富士市	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地	材生産等に要する経費を控除し 丙が甲にDを支いて甲に支払われるべき金銭 払うべき時期、相手方及び方法 相手方及び方法 木材の販売収入の額と補助金額か						
		丙が経営管	学理実	施権	の設力	定を受	ける森林	(A)				経営管理実施 権の存続期間		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭							
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D) の額の算定方法	相手方及び方法						
52	富士市南松野	4904	138	は	11	畑	0. 0469	スギ ヒ ノキ	49		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)									
53	富士市南松野	4668-47	139	は	29	山林	0. 1188	スギ ヒ ノキ	56					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法							
54	富士市南松野	4908-8	138	ろ	77	山林	0. 2882	スギ ヒ ノキ	62				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手教料、森林保険 等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 木材の販売収入の額の算定方法							
55	富士市南松野	4908-9	138	ろ	78	山林	0. 0492	スギ ヒ ノキ	62				作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2.森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 収気象災害等の状況を 確認するため、年1回 に関するため、年1回 ・不材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を 地を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を を表するため、年1回	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収							
56	富士市南松野	4910-3	138	ろ	80	山林	0. 1342	スギ ヒ ノキ	62					支結果が確定 後、速やかに行 う。 2.相手方及び方							
57	富士市南松野	4910-20	138	は	1	山林	0. 1838	スギ ヒ ノキ	62				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。	ただし、林沢によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法						
			138	は	2			スギ ヒ ノキ	62				3.森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定する口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。						
			138	は	3			スギ ヒ ノキ	62				おける伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速							
58	富士市 南松野	4667–1	139	ı=	5	山林	0. 1051	スギ ヒ ノキ	62					やかに策定できるように丙に協力すること。							
59	富士市南松野	4668-33	139	は	27	山林	0. 0386	スギ ヒ ノキ	63												

		丙が経営管		施権	の設	定を受	ける森林	(A)			(A) 6	の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
52	富士市南松野	4904	138	は	11	畑	0. 0469	スギ ヒ ノキ	49				M109
53	富士市南松野	4668–47	139	は	29	山林	0. 1188	スギ ヒ ノキ	56				M113
54	富士市南松野	4908-8	138	ろ	77	山林	0. 2882	スギ ヒ ノキ	62				M123
55	富士市南松野	4908-9	138	ろ	78	山林	0. 0492	スギ ヒ ノキ	62				M123
56	富士市南松野	4910-3	138	ろ	80	山林	0. 1342	スギ ヒ ノキ	62				M123
57	富士市南松野	4910-20	138	は	1	山林	0. 1838	スギ ヒ ノキ	62				M123
			138	は	2			スギ ヒ ノキ	62				
			138	は	3			スギ ヒ ノキ	62				
58	富士市南松野	4667–1	139	ıc	5	山林	0. 1051	スギ ヒ ノキ	62				M124
59	富士市南松野	4668-33	139	は	27	山林	0. 0386	スギ ヒ ノキ	63				M124

整理	西己M4	経営管理実 (丙)	薬施権 の	設定	を受け	ける者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	殳 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地		
番号	四CM4	経営管理実	を施権を	設定	するī	市町村		(名称) 富士ī	市長	小長井	義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
		丙が経営管	管理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)				経営管理実施 権の存続期間		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭	丙が甲にDを支 払うべき時期、	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D) の額の算定方法	相手方及び方法	
60	富士市南松野	4831-1	139	ı	52	山林	0. 7163	スギ ヒ ノキ	58		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)				
61			139	l)	53			スギ ヒ ノキ	58					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法		
62	富士市南松野	4910-5	138	は	3	山林	0. 4608	スギ ヒ ノキ	63				1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	Fに支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 木材の販売収入の額の算定方法		
63	富士市南松野	4910-14	138	は	4	山林	0. 2276	スギ ヒ ノキ	63				作業追開設寺の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収		
64	富士市 南松野	4906–17	138	3	61	山林	0. 0548	スギ ヒ ノキ	63				・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回	、上記の算定方法の適用外とする。・ 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2.相手方及び方	
65	富士市南松野	4906-112				山林	0. 0168						以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3.森林施業	ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。	法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法	
66	富士市南松野	4906-113				山林	0. 0079						・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、渓畔林に	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。	は、甲の指定する口座振込又は 甲に現金手渡しにより行う。	
67	富士市南松野	4667–3	139	ı=	5	山林	0. 0846	スギ ヒ ノキ	62				おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速		
68	富士市南松野	4669-1	139	は	19	山林	0. 1722	スギ	66					やかに策定できるように丙に協力すること。		
69	富士市 南松野	4668–16	139	は	14	山林	0. 0528	スギ ヒ ノキ	66							

		丙が経営管		施権	の設	定を受	ける森林	(A)			(A) 6	の森林所有者(甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
60	富士市南松野	4831-1	139	l)	52	山林	0. 7163	スギ ヒ ノキ	58				M127
61			139	い	53			スギ ヒ ノキ	58				M127
62	富士市 南松野	4910-5	138	は	3	山林	0. 4608	スギ ヒ ノキ	63				M129
63	富士市 南松野	4910–14	138	は	4	山林	0. 2276	スギ ヒ ノキ	63				M129
64	富士市 南松野	4906–17	138	ろ	61	山林	0. 0548	スギ ヒ ノキ	63				M130
65	富士市 南松野	4906–112				山林	0. 0168						M130
66	富士市 南松野	4906–113				山林	0. 0079						M130
67	富士市 南松野	4667–3	139	ıc	5	山林	0. 0846	スギ ヒ ノキ	62				M133
68	富士市 南松野	4669–1	139	は	19	山林	0. 1722	スギ	66				M136
69	富士市 南松野	4668-16	139	は	14	山林	0. 0528	スギ ヒ ノキ	66				M158

整理	酉己M4	経営管理実 (丙)	施権の	設定	を受り	ける者		(名称) 株式会	会社白	糸植物	園 代表取締役	ひ 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地 (住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番号	ECM4	経営管理実(乙)	施権を	設定	するī	市町村		(名称) 富士ī	市長	小長井	義正					
	1	丙が経営管	管理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)			経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間	経営管理実施権に基 づいて行われる経営		丙が甲にDを支 払うべき時期、	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況林齢	備考		(終期) (B)	管理の内容(C)	(D)の額の算定方法	相手方及び方法	
70	富士市南松野	4668-36	139	は	28	山林	0. 0495	スギ ヒ ノキ	66		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)				
71	富士市南松野	4906–12	138	ろ	50	山林	0. 0677	ヒノキ	51					1.甲に支払われるべき還元額の算定方法		
72	富士市南松野	4906–107				山林	0. 0059						1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法		
73	富士市南松野	4906–13	138	ろ	51	山林	0. 0780	広葉樹	49				作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2.森林管理	・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収	
74	富士市南松野	4906–108	138	ろ	52	山林	0. 0062	広葉樹	49				・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回	は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。	支結果が確定 後、速やかに行 う。 2.相手方及び方	
75	富士市南松野	4910–38	138	は	51	山林	0. 2836	ヒノキ	63				以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。	ただし、林沢によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。	法 ・ 丙から甲に D を支払うことと し、支払方法	
													3.森林施業 ・丙部提示した企画展 疾事が提示して、極画 大学でで、実施では、本本に、大学では、 は、本ともは、等は性にでいるとと性物多様性に配慮 する。	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	は、甲の指定する口座振込手渡して現金手渡しにより行う。	

		丙が経営管	管理実	施権	の設定	定を受	ける森林	(A)			(A)	の森林所有者 (甲)	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	備考
70	富士市南松野	4668-36	139	は	28	山林	0. 0495	スギ ヒ ノキ	66				M158
71	富士市南松野	4906–12	138	ろ	50	山林	0. 0677	ヒノキ	51				M163
72	富士市南松野	4906–107				山林	0. 0059						M163
73	富士市南松野	4906–13	138	ろ	51	山林	0. 0780	広葉樹	49				M166
74	富士市南松野	4906–108	138	ろ	52	山林	0. 0062	広葉樹	49				M166
75	富士市南松野	4910–38	138	は	51	山林	0. 2836	ヒノキ	63				M330

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丙) 所在地 静岡県富士宮市原942番地 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元

権利を設定をする市町村(乙) 所在地 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市長 小長井 義正 旨

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付する ことともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画(写)に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1)経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売(以下「木材生産等」という。)を実施し、木材の販売による収入(以下「販売収入」という。)を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報(座標等)を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

(3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

(4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施 権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力が持続されるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
- ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
- イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
- ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
- エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
- オ 正当な理由がなくて(3)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生して、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額(D)が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。